

○大分県社会福祉介護研修センターの設置及び管理に関する条例

平成五年十月一日

大分県条例第二十五号

大分県社会福祉介護研修センターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

大分県社会福祉介護研修センターの設置及び管理に関する条例

(設置)

第一条 社会福祉事業に従事する者(以下「社会福祉事業従事者」という。)に対する研修、介護に関する研修、福祉機器の展示等を行うことにより、社会福祉事業従事者の資質の向上と県民の介護に対する理解と参加の促進を図り、もって県民の福祉の増進に資するため、大分県社会福祉介護研修センター(以下「センター」という。)を設置する。

(位置)

第二条 センターは、大分市明野東三丁目四番一号に置く。

(事業)

第三条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- 一 社会福祉事業従事者を対象とする研修
 - 二 介護に関する研修
 - 三 高齢者及び介護者の総合相談
 - 四 福祉人材に係る無料職業紹介
 - 五 福祉機器等の展示及び情報提供
 - 六 前各号に掲げる事業のほか、センターの目的を達成するために必要な事業
- (平一七条例三八・一部改正)

(損害賠償)

第四条 センターを利用しようとするものは、センターの施設又は設備を損傷し、又は滅失した場合は、知事の認定に基づき、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第五条 知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であって知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、センターの管理に関する業務を行わせることができる。

(平一七条例三八・全改)

(指定管理者が行う業務)

第六条 知事は、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

- 一 第三条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- 二 センターの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務
- 三 センターの利用の受付及び案内に関する業務
- 四 センターの利用の促進に関する業務
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務
(平一七条例三八・追加)

(管理の基準)

第七条 指定管理者は、次に掲げる基準により、センターの管理に関する業務を行わなければならない。

- 一 関係法令及び条例を遵守し、適正な管理運営を行うこと。
- 二 適切なサービスの提供を行うこと。
- 三 センターの施設及び設備の維持管理を適切に行うこと。
- 四 業務に関連して取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。
(平一七条例三八・追加)

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一七条例三八・旧第六条線下)

附 則

この条例は、平成五年十月十五日から施行する。

附 則(平成一七年条例第三八号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の大分県立総合文化センターの設置及び管理に関する条例第四条、大分県営国民宿舎等の設置及び管理に関する条例第五条、大分県立別府コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例第三条の二、大分県社会福祉介護研修センターの設置及び管理に関する条例第五条、大分県母子福祉センターの設置及び管理に関する条例第三条の二、大分県身体障害者更生援護施設の設置及び管理に関する条例第二条の二、大分農業文化公園の設置及び管理に関する条例第四条、大分県都市農村交流研修館の設置及び管理に関する条例第三条の二、大分県林業研修所の設置及び管理に関する条

例第二条の二、大分県緑化センターの設置及び管理に関する条例第四条、大分県県民の森における公の施設の設置及び管理に関する条例第十条、大分県マリンカルチャーセンターの設置及び管理に関する条例第五条、大分県リバーパーク犬飼の設置及び管理に関する条例第十条、大分県港湾施設管理条例第二十三条、大分県都市公園条例第十四条、大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例第六十八条及び大分県営体育施設の設置及び管理に関する条例第十三条に規定する指定管理者の指定及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。